

一般社団法人 Just2Ys League 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 Just2Ys League と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、医療・介護等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する医療連携推進業務を行い、医療資源を効率的に配置する。もって、参加病院・診療所等及び参加介護施設等の機能を相互補完する。なかでも、訪問診療における課題を解消するために、本法人をプラットフォームとしたバックアップ体制を確立することにより、24時間及び緊急時の医療体制を確保し、地域住民に安心して暮らせる環境、医療体制を提供することをもって、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府向日市、京都府大山崎町とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 24時間体制の在宅医療の構築
- (2) 災害時等の緊急時における情報共有及び相互支援
- (3) 参加法人間の職員派遣、共同での人材育成・共同研修
- (4) 診療、病床機能分担と業務連携
- (5) 医薬品・診療材料等の共同交渉・共同購入
- (6) 委託業務の共同交渉
- (7) 医療機器の共同利用
- (8) 連携業務の効率化及び教育システムの構築
- (9) 研究機関との共同研究
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

第3章 基金

(基金の募集)

第6条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第4章 社員

（法人の構成員）

第7条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- （1） 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- （2） 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- （3） 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- （4） 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- （5） （1）又は（2）の法人のうち、医療法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人
- （6） 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- （7） 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

（社員の資格の取得）

第8条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（社員の欠格）

第9条 以下の者については、社員としない。

- （1） 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- （2） 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- （3） 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- （4） 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(法人社員の責務)

第11条 第7条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たってはあらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

(1) 予算の決定又は変更

(2) 借入金(当該事業年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)の借入れ

(3) 重要な資産の処分

(4) 事業計画の決定又は変更

(5) 定款又は寄附行為の変更

(6) 合併又は分割

(7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(任意退社)

第12条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1箇月以上前に本法人に対して予告するものとする。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第10条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権の総数を 100 個とする。

2 議決権の総数のうち、医療法人社団洛和会に 49 個、医療法人双樹会に 30 個を配分する。

3 議決権の総数から前項で配分した 79 個を除いた 21 個を、前項の社員を除いた社員に均等に配分する。なお、小数点以下の端数が生じる場合には、直近で入社した社員の議決権数により調整する。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数を

もって行う。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 23 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の欠格)

第 25 条 以下の者については、役員としない。

(1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

(2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

(3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者の又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事及び監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除)

第 30 条 本法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(効力)

第 33 条 代表理事の選定及び解職は、京都府知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 38 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

- 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

- 3 地域医療連携推進評議会の定員は、3 名以上 7 名以内とする。

- 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 1 1 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

- 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目的に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

- 3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 40 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 41 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の

目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第9章 資産及び会計

第42条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第43条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 不動産
- (2) 基金

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人は、毎事業年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成したときから10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。

5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第 47 条 本法人の理事は前条第 5 項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第 5 項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第 1 項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 本法人の理事は、第 1 項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第 48 条 本法人は、前条第 3 項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第 49 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（1）事業報告書等、監事の監査報告書及び定款

（2）公認会計士等の監査報告書

2 本法人は、社員総会の日から 1 週間前から 5 年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

第 50 条 本法人は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を京都府知事に届け出なければならない。

第 51 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

第 52 条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 53 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 54 条 この定款の変更は、京都府知事の認可をもって、その効力を生じる。

第 55 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を京都府知事に届け出なければならない。

（解散）

第 56 条 本法人は、次の事由によって解散する。

（1）目的たる業務の成功の不能

（2）社員総会の決議

（3）社員の欠亡

(4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、京都府知事の認可を受けなければならない。

第57条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の決議によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、京都府知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 本法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

第61条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の決議を経て定める。

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 (最初の事業年度)

本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から令和6年3月31日までとする。

2 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

京都市中京区西ノ京車坂町9番地	医療法人社団洛和会
大阪市旭区生江一丁目9番18号	医療法人双樹会
京都市北区紫竹西桃ノ本町56番地	医療法人和み会

3 本法人の設立時役員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時理事	京都市西京区桂南巽町147番地 ジオ桂 103	守上佳樹
	京都市下京区仏光寺通小路東入木賊山町165番地	矢野裕典
	京都市西京区御陵峰ヶ堂町三丁目40番地7	中務博信
	京都市西京区川島野田町14番地2 セントフローレンスパレス 桂 THEWEST 503号室	宮本雄気
	京都市西京区御陵荒木町13番地4	別府賢
設立時代表理事	京都市西京区桂南巽町147番地 ジオ桂 103	守上佳樹
設立時監事	京都市北区上賀茂岡本町58番地の20	置田文夫

以上、一般社団法人 Just2Ys League を設立するため、設立時社員医療法人社団洛和会他2名の定款作成代理人であるタスク司法書士法人 代表社員阪本千夏は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年12月30日

設立時社員	医療法人社団洛和会	理事長	矢野裕典
設立時社員	医療法人双樹会	理事長	守上賢策
設立時社員	医療法人和み会	理事長	中務博信

上記設立時社員3名の定款作成代理人

大阪市中央区本町二丁目2番5号

タスク司法書士法人

代表社員 阪本千夏